

委 託 設 計 書

安佐北区維持管理課

設 計	検 算	検 算	照 合	課長補佐	課 長
-----	-----	-----	-----	------	-----

第 号									
令和 8 年度	一般・特別 会 計	款 土 木 費	項 公 園 墓 園 費	目 公園墓園維持費	所属 安佐北区維持管理課	設計 7.12	提出 7.12	直営 請負	一般競争入札 随意契約
委託金額		業務名			履行場所		履行期間		
金 円		安佐北区内公園樹支障木せん定その他業務（その2）（単価契約）			安佐北区落合四丁目ほか		且開 契約締結の日から令和9年3月31日まで		
施行理由									
本業務は、安佐北区内の公園樹の支障木せん定その他を下記のとおり施行するものである。									
設計概要									
記 別 紙 内 訳 書 の と お り									

金	安佐北区内公園樹支障木せん定その他業務（その2）（単価契約）
---	--------------------------------

経費込み単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
1 低木寄植せん定	H=60cm未満		m ²	1			
2 中木寄植せん定	H=60cm以上150cm未満		m ²	1			
3 中木寄植せん定	H=150cm以上300cm未満		m ²	1			
4 中木基本せん定	H=100cm以上200cm未満		本	1			
5 中木基本せん定	H=200cm以上300cm未満		本	1			
6 高木基本せん定	C=60cm未満		本	1			
7 高木基本せん定	C=60cm以上120cm未満		本	10			
8 高木基本せん定	C=120cm以上180cm未満		本	1			
9 高木基本せん定	C=180cm以上240cm未満		本	1			
10 低木寄植切詰めせん定	H=60cm未満		m ²	1			
11 中木寄植切詰めせん定	H=60cm以上150cm未満		m ²	1			
12 中木寄植切詰めせん定	H=150cm以上300cm未満		m ²	1			
13 キョウチクトウ切詰めせん定 （強度の切詰めせん定を含む）	H=100cm以上300cm未満		株	1			
14 キョウチクトウ切詰めせん定 （強度の切詰めせん定を含む）	H=300cm以上500cm未満		株	1			
15 キョウチクトウ切詰めせん定 （強度の切詰めせん定を含む）	H=500cm以上700cm未満		株	1			

広島市

経費込み単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
16 高木切詰めせん定	C=60cm未満		本	5			
17 高木切詰めせん定	C=60cm以上120cm未満		本	5			
18 高木切詰めせん定	C=120cm以上180cm未満		本	5			
19 高木切詰めせん定	C=180cm以上240cm未満		本	1			
20 高木切詰めせん定 総枝葉量の3～5割程度まで	C=60cm未満		本	5			
21 高木切詰めせん定 総枝葉量の3～5割程度まで	C=60cm以上120cm未満		本	5			
22 高木切詰めせん定 総枝葉量の3～5割程度まで	C=120cm以上180cm未満		本	5			
23 高木切詰めせん定 総枝葉量の3～5割程度まで	C=180cm以上240cm未満		本	1			
24 高木切詰めせん定 総枝葉量の3割程度まで	C=60cm未満		本	5			
25 高木切詰めせん定 総枝葉量の3割程度まで	C=60cm以上120cm未満		本	5			
26 高木切詰めせん定 総枝葉量の3割程度まで	C=120cm以上180cm未満		本	5			
27 高木切詰めせん定 総枝葉量の3割程度まで	C=180cm以上240cm未満		本	1			
28 高木伐採（法面）	C=60cm未満		本	1			
29 高木伐採（法面）	C=60cm以上120cm未満		本	1			
30 高木伐採（法面）	C=120cm以上180cm未満		本	1			
31 高木伐採（法面）	C=180cm以上240cm未満		本	1			
32 高木伐採（平地）	C=60cm未満		本	1			
33 高木伐採（平地）	C=60cm以上120cm未満		本	1			
34 高木伐採（平地）	C=120cm以上180cm未満		本	1			
35 高木伐採（平地）	C=180cm以上240cm未満		本	1			

経費込み単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
36 竹伐採（法面）	C=60cm 未満		本	1			
37 竹伐採（平地）	C=60cm 未満		本	1			
38 中低木伐採	H=150cm未満		本	1			
39 中木伐採	H=150cm以上300cm未満		本	1			
40 キョウチクトウ伐採	H=100cm以上300cm未満		株	1			
41 キョウチクトウ伐採	H=300cm以上500cm未満		株	1			
42 キョウチクトウ伐採	H=500cm以上700cm未満		株	1			
43 高木除根	C=60cm 未満		本	1			
44 高木除根	C=60cm以上120cm未満		本	1			
45 高木除根	C=120cm以上150cm未満		本	1			
46 高木除根	C=150cm以上180cm未満		本	1			
47 中低木除根	H=150cm 未満		本	1			
48 中木除根	H=150cm以上300cm未満		本	1			
49 除草剤散布による雑木処理	ザイトロンアミン液剤相当品	3倍希釈して使用	m ²	1			

広島市

経費込み単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
50 除草（人力）	手抜き		m ²	1			
51 除草（機械）	肩掛式		m ²	1			
52 除草（機械）	肩掛式・ロッドタイプ併用		m ²	1			
53 除草（機械）	肩掛式（法面）	ロープ足場使用	m ²	1			
54 除草（石積・ブロック積）	H=2.0m未満		m ²	1			
55 除草（石積・ブロック積）	H=2.0m以上		m ²	1			
56 つる性雑草除去	ツル性雑草除去剤		m ²	1			
57 伐開（平地）			m ²	1			
58 伐開（法面）			m ²	1			
59 除草剤散布 雑草（普通）	シバゲンDF相当品・MCP液剤		m ²	1			
60 除草剤散布 雑草（多量）	シバゲンDF相当品・MCP液剤		m ²	1			
61 支柱設置	二脚島居支柱添え木なし		組	1			
62 支柱設置	三脚島居支柱		組	1			
63 支柱設置	二脚島居組合支柱		組	1			
64 支柱設置	八ツ掛（丸太）L=4m		組	1			
65 支柱設置	八ツ掛（丸太）L=6～7m		組	1			
66 支柱撤去	高木各種		組	15			
67 施肥（高木）	ウッドエース4号相当品		本	1			
68 施肥（中低木）	普通化成肥料		m ²	1			

金	安佐北区内公園樹支障木せん定その他業務（その2）（単価契約）
---	--------------------------------

経費抜き単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
1 低木寄植せん定	H=60cm未満		m ²	1			
2 中木寄植せん定	H=60cm以上150cm未満		m ²	1			
3 中木寄植せん定	H=150cm以上300cm未満		m ²	1			
4 中木基本せん定	H=100cm以上200cm未満		本	1			
5 中木基本せん定	H=200cm以上300cm未満		本	1			
6 高木基本せん定	C=60cm未満		本	1			
7 高木基本せん定	C=60cm以上120cm未満		本	10			
8 高木基本せん定	C=120cm以上180cm未満		本	1			
9 高木基本せん定	C=180cm以上240cm未満		本	1			
10 低木寄植切詰めせん定	H=60cm未満		m ²	1			
11 中木寄植切詰めせん定	H=60cm以上150cm未満		m ²	1			
12 中木寄植切詰めせん定	H=150cm以上300cm未満		m ²	1			
13 キョウチクトウ切詰めせん定 （強度の切詰めせん定を含む）	H=100cm以上300cm未満		株	1			
14 キョウチクトウ切詰めせん定 （強度の切詰めせん定を含む）	H=300cm以上500cm未満		株	1			
15 キョウチクトウ切詰めせん定 （強度の切詰めせん定を含む）	H=500cm以上700cm未満		株	1			

広島市

経費抜き単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
16 高木切詰めせん定	C=60cm未満		本	5			
17 高木切詰めせん定	C=60cm以上120cm未満		本	5			
18 高木切詰めせん定	C=120cm以上180cm未満		本	5			
19 高木切詰めせん定	C=180cm以上240cm未満		本	1			
20 高木切詰めせん定 総枝葉量の3～5割程度まで	C=60cm未満		本	5			
21 高木切詰めせん定 総枝葉量の3～5割程度まで	C=60cm以上120cm未満		本	5			
22 高木切詰めせん定 総枝葉量の3～5割程度まで	C=120cm以上180cm未満		本	5			
23 高木切詰めせん定 総枝葉量の3～5割程度まで	C=180cm以上240cm未満		本	1			
24 高木切詰めせん定 総枝葉量の3割程度まで	C=60cm未満		本	5			
25 高木切詰めせん定 総枝葉量の3割程度まで	C=60cm以上120cm未満		本	5			
26 高木切詰めせん定 総枝葉量の3割程度まで	C=120cm以上180cm未満		本	5			
27 高木切詰めせん定 総枝葉量の3割程度まで	C=180cm以上240cm未満		本	1			
28 高木伐採（法面）	C=60cm未満		本	1			
29 高木伐採（法面）	C=60cm以上120cm未満		本	1			
30 高木伐採（法面）	C=120cm以上180cm未満		本	1			
31 高木伐採（法面）	C=180cm以上240cm未満		本	1			
32 高木伐採（平地）	C=60cm未満		本	1			
33 高木伐採（平地）	C=60cm以上120cm未満		本	1			
34 高木伐採（平地）	C=120cm以上180cm未満		本	1			
35 高木伐採（平地）	C=180cm以上240cm未満		本	1			

経費抜き単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
36 竹伐採（法面）	C=60cm 未満		本	1			
37 竹伐採（平地）	C=60cm 未満		本	1			
38 中低木伐採	H=150cm未満		本	1			
39 中木伐採	H=150cm以上300cm未満		本	1			
40 キョウチクトウ伐採	H=100cm以上300cm未満		株	1			
41 キョウチクトウ伐採	H=300cm以上500cm未満		株	1			
42 キョウチクトウ伐採	H=500cm以上700cm未満		株	1			
43 高木除根	C=60cm未満		本	1			
44 高木除根	C=60cm以上120cm未満		本	1			
45 高木除根	C=120cm以上150cm未満		本	1			
46 高木除根	C=150cm以上180cm未満		本	1			
47 中低木除根	H=150cm未満		本	1			
48 中木除根	H=150cm以上300cm未満		本	1			
49 除草剤散布による雑木処理	ザイトロンアミン液剤相当品	3倍希釈して使用	m ²	1			

広島市

経費抜き単価

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
50 除草（人力）	手抜き		m ²	1			
51 除草（機械）	肩掛式		m ²	1			
52 除草（機械）	肩掛式・バタダ付式併用		m ²	1			
53 除草（機械）	肩掛式（法面）	ロープ足場使用	m ²	1			
54 除草（石積・ブロック積）	H=2.0m未満		m ²	1			
55 除草（石積・ブロック積）	H=2.0m以上		m ²	1			
56 つる性雑草除去	※200cm未満 フェンシブ剤相当品		m ²	1			
57 伐開（平地）			m ²	1			
58 伐開（法面）			m ²	1			
59 除草剤散布 雑草（普通）	シバゲンDF相当品・MCPP液剤		m ²	1			
60 除草剤散布 雑草（多量）	シバゲンDF相当品・MCPP液剤		m ²	1			
61 支柱設置	二脚島居支柱系木なし		組	1			
62 支柱設置	三脚島居支柱		組	1			
63 支柱設置	二脚島居組合支柱		組	1			
64 支柱設置	八ツ掛（丸木）L=4m		組	1			
65 支柱設置	八ツ掛（丸木）L=6～7m		組	1			
66 支柱撤去	高木各種		組	15			
67 施肥（高木）	ウッドエース4号相当品		本	1			
68 施肥（中低木）	普通化成肥料		m ²	1			

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

1 本特記仕様書は、安佐北区内公園樹支障木せん定その他業務（その2）（単価契約）（以下「業務」という。）に適用する。

2 業務の実施

受注者は、発注者の指示に基づき、履行期限内に作業を完了させるものとする。

3 道路上で作業を行う際は、道路使用許可書（写し）を発注者に提出し、業務の実施にあたっては道路交通法を遵守すること。なお、未提出で作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。

4 留意事項

(1) 支障木せん定

ア せん定した枝葉及び伐採木は、速やかに除去すること。

イ 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。

ウ せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

(2) 病虫害駆除

ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法の農薬関連法令及びメーカー等で定めている使用安全基準・使用方法を遵守すること。

イ 87号工の薬品は、トレボン、スプラサイド、カルホス、オルトラン、トップジンM、トリフミン、ロブラールの中から選択すること。

88号工の薬品は、石灰硫黄合剤、ダイアジノン、ダイシストンの中から選択すること。

89号工の薬品は、スミチオン、ディプテレックス、マツグリーン2の中から選択すること。

59、60号工の薬剤は、シバゲンDF及びMCP液剤の同等品以上とする。

(3) 除草

樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。

(4) 処分

せん定枝葉・伐採木については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。

なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。

ア 高木せん定枝葉及び伐採木

産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。

イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草

広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。

(5) かん水

- ア かん水量は、1㎡当り100以上とし、樹木の根部全体に水が行き渡るように行うこと。
- イ 夜間の作業時間は20時～6時までの間とし、この時間帯にかかる作業がある場合にのみ、夜間作業を適用すること。
- ウ 浄水場ほかの取水場所については、以下を予定している。なお、取水時間については別途、発注者と協議すること。
 - ・太田川東部浄化センター（南区向洋沖町1-1）
 - ・西部水資源再生センター（西区扇一丁目1-1）
 - ・安佐動物公園ため池（安佐北区安佐町大字動物園）
- エ 再生水（処理水）でかん水をする場合は、運搬車に処理水使用の表示を行うこと。

5 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。

6 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。

7 業務の実施にあたっては、必要に応じて交通誘導警備員、安全施設等を配置し、一般交通及び歩行者等の通行の妨げにならないよう、十分な注意を払い実施すること。

8 報告事項

- (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
- (2) 受注者は、業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。

9 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

安佐北区内公園等一覧表

安佐北区内公園樹支障木せん定その他業務(その2)(単価契約)

番号	公園名	所在地
1	岩上第一公園	落合南二丁目4番
2	岩上第二公園	落合南一丁目47番
3	岩上第三公園	落合南一丁目39番
4	岩上第四公園	落合南一丁目54番
5	梅園第一公園	口田南七丁目41番
6	梅園第二公園	口田南七丁目45番
7	小河原第二公園	小河原町字片山
8	小河原第一公園	小河原町曲り田
9	落合南第一公園	落合南四丁目40番
10	落合南第二公園	落合南四丁目48番
11	落合南第三公園	落合南四丁目28番
12	落合南第四公園	落合南四丁目15番
13	落合南第五公園	落合南四丁目3番
14	落合南第六公園	落合南三丁目34番
15	落合南第七公園	落合南九丁目14番
16	落合南第八公園	落合南四丁目1番
17	落合南第九公園	落合南四丁目46番
18	落合南第十公園	落合南三丁目46番
19	落合南第十一公園	落合南二丁目44番
20	上深川第一公園	上深川町字高堰453番19
21	亀崎第三公園	亀崎一丁目18番
22	玖第一公園	落合二丁目8番
23	玖第二公園	落合二丁目32番
24	玖第三公園	落合五丁目10番
25	玖第四公園	落合五丁目25番
26	玖第五公園	落合一丁目2番
27	玖第六公園	落合一丁目25番
28	玖第七公園	落合五丁目11番
29	玖第八公園	落合一丁目5番
30	玖第九公園	落合二丁目45番・46番
31	口田第一公園	口田南一丁目1番
32	口田第二公園	口田一丁目1番
33	口田南第一公園	口田南一丁目17番
34	口田南第二公園	口田南七丁目18番
35	久保山公園	口田南七丁目4番
36	倉掛第二公園	倉掛一丁目4番
37	倉掛第三公園	倉掛一丁目18番
38	倉掛第四公園	倉掛二丁目46番
39	倉掛第五公園	倉掛二丁目20番
40	倉掛第六公園	倉掛三丁目49番
41	高陽ニュータウン第一公園	落合四丁目15番
42	高陽ニュータウン第二公園	落合四丁目10番
43	高陽ニュータウン第三公園	落合三丁目7番
44	高陽ニュータウン第四公園	真亀二丁目10番
45	高陽ニュータウン第五公園	真亀三丁目8番
46	高陽ニュータウン第六公園	真亀五丁目14番
47	高陽ニュータウン第七公園	亀崎二丁目13番
48	高陽ニュータウン第八公園	亀崎三丁目14番
49	高陽ニュータウン第九公園	倉掛三丁目32番
50	城ヶ丘第一公園	落合南一丁目32番
51	城ヶ丘第二公園	落合南一丁目18番
52	翠光台公園	口田五丁目51番
53	翠光台第一公園	口田四丁目30番
54	翠光台第二公園	口田四丁目30番
55	翠光台第三公園	口田四丁目28番

安佐北区内公園等一覧表

安佐北区内公園樹支障木せん定その他業務(その2)(単価契約)

番号	公園名	所在地
56	翠光台第四公園	口田四丁目15番
57	翠光台第五公園	口田五丁目17番
58	翠光台第六公園	口田五丁目38番
59	翠光台第七公園	口田五丁目10番
60	翠光台第八公園	口田五丁目20番
61	翠光台第九公園	口田五丁目48番
62	翠光台第十公園	口田四丁目23番
63	西願寺古墳公園	口田二丁目27番
64	中小田公園	口田南三丁目24番
65	はずが丘北第一公園	口田二丁目6番
66	はずが丘北第二公園	口田二丁目12番
67	はずが丘北第三公園	口田二丁目1番
68	はずが丘北第四公園	口田三丁目40番
69	はずが丘北第五公園	口田三丁目21番
70	はずが丘南第一公園	口田二丁目22番
71	はずが丘南第二公園	口田三丁目53番
72	はずが丘南第三公園	口田三丁目47番
73	はずが丘南第四公園	口田三丁目31番
74	はずが丘南第五公園	口田三丁目36番
75	はずが丘南第六公園	口田三丁目52番
76	深川第一公園	深川二丁目36番
77	深川第二公園	深川四丁目8番
78	深川第三公園	深川六丁目34番
79	深川第四公園	深川六丁目44番
80	深川第五公園	深川七丁目33番
81	深川第六公園	深川一丁目35番
82	深川第七公園	深川六丁目12番
83	深川第八公園	深川六丁目35番
84	深川第九公園	深川六丁目19番
85	ふじランド第一公園	口田南四丁目28番
86	ふじランド第二公園	口田南四丁目32番
87	真亀第四公園	真亀一丁目12番
88	光掛第一公園	落合南八丁目26番
89	光掛第二公園	落合南八丁目7番
90	矢口が丘第一公園	口田南八丁目22番
91	矢口が丘第二公園	口田南八丁目36番
92	矢口が丘第三公園	口田南八丁目50番
93	中山公園	落合四丁目16番
94	西山公園	亀崎二丁目4番
95	口田南公園	口田南六丁目15番
96	矢口が丘公園	口田南九丁目19番
97	恵下山公園	真亀三丁目23番
98	倉掛公園	倉掛三丁目37番
99	寺迫公園	真亀一丁目9番
100	高陽ニュータウン外周緑地	真亀二丁目3672番ほか

位置図

安佐北区内公園樹支障木せん定その他業務（その2）（単価契約）

